

1 災害復興住宅融資(建設)

(1) 制度の名称 災害復興住宅融資(建設)

(2) 制度の種類 融資

(3) 制度の概要

- ・自然現象により生じた災害又は自然現象以外の原因による災害のうち独立行政法人住宅金融支援機構が個別に指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。
- ・融資が受けられるのは、原則として1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。
- ・融資対象となる住宅については、独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準を満たす必要があります。
- ・この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。

	構造等	融資限度額	返済期間
基本融資	耐火建築物	1,460 万円	35 年
	準耐火建築物	1,460 万円	35 年
	木造住宅(耐久性)	1,460 万円	35 年
	木造住宅(一般)	1,400 万円	25 年
	特例加算(一般分)	450 万円	併せて利用する 基本融資の返済期間と 同じ返済期間です。
	土地取得費	970 万円	
	整地費	380 万円	

※金利については独立行政法人住宅金融支援機構にご確認下さい。

(4) 活用できる方

ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた方が対象です。(住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した「り災証明書」の発行を受けた方でも一定の条件を満たす場合は、対象となります。)

(5) 問合せ先

独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0120-086-353

※IP 電話などで利用いただけない場合 (048-615-0420)